退職後の秘密保持に係る確認書

国立大学法人岡山大学

学　長　　〇〇　〇〇　　殿

　私は、　　　年　　月　　日付けにて、○○○○（定年退職、一身上の都合等）により、貴大学を退職するにあたり、職員就業規則第２６条及び第７０条に基づく退職後の責務及び損害賠償に係る下記の事項を確認しました。

　　　　　　　　　　　年　　月　　日

所　属

職　名

氏　名（自署）

記

（退職後の秘密保持義務）

第１条　以下に示される貴大学の機密保持対象情報（以下「秘密情報」という。）等につい

て、第三者に対し、方法の如何を問わず、貴大学の承認なく開示又は漏洩せず、また、自

ら又は第三者のためにこれを使用しないこと。

　一　貴大学が保有する有用かつ非公知で、秘密として管理された情報（知的財産等）

二　貴大学の法人経営上の秘密情報

三　貴大学の財務上、人事上、組織等に関する秘密情報

四　貴大学職員及び学生・患者等の個人情報

五　その他、貴大学が秘密保持対象として指定した秘密情報

２　秘密情報及び秘密情報に関する資料（原本のみならず写しを含む。以下同様。）について、貴大学から持ち出し、又は当該資料を自ら保有していないこと。

３　前項にかかわらず、退職後に秘密情報及び秘密情報に関する資料を保有していることが

発覚した場合は、直ちに貴大学に連絡の上、当該資料を貴大学に返還すること。

４　私がその秘密の形成・創出に関わった場合であっても、秘密情報は貴大学に帰属するも

のであることを確認し、その権利が私に帰属する旨の主張をしないこと。

ただし、知的財産については、貴学職務発明等取扱規程等に従うこと。

（退職後の対応義務）

第２条　在職中の業務に関する貴大学からの問い合わせに対して、誠実に対応すること。

（損害賠償）

第３条　本確認書に違反し、秘密情報を開示、漏えい又は使用したときは、民事上、刑事上

の法的責任を負担することを確認し、その際に貴大学が被った一切の損害（弁護士費用、

関係者への対応費用を含むがこれに限らない。）を賠償すること。

以　上

　　　　　　（注意）両面印刷の上、Ａ４判に自筆すること。（氏名以外はワープロ等による印字も可）

　　　　　　　　　　　この（注意）については確認書本紙には記載しないこと